

社会保障審議会児童部会 第8回放課後児童クラブの基準に関する専門委員会 平成27年3月30日	資料 4
------------------------------------------------------	---------

放課後児童健全育成事業の実施に関する留意事項について(案)

子ども・子育て支援新制度の施行に向け、放課後児童健全育成事業の実施に際しての留意事項としては、現時点では以下の事項が挙げられる。

1 優先利用について

放課後児童健全育成事業の優先利用については、社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）において検討され、専門委員会報告書において、優先的に受け入れるべき児童の考え方や、具体的な対象者について示している。

また、母子及び父子並びに寡婦福祉法第28条（第31条の8において準用する場合を含む。以下同じ。）において、従来各市町村に対する母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）の児童の保育所の入所選考の際における特別な配慮義務に加えて、放課後児童健全育成事業その他の厚生労働省令で定める事業を行う場合の特別な配慮義務が規定され、平成26年10月1日より施行されたところである。

さらに、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について（平成26年9月10日雇児発0910第2号）」においては、保育の必要性の認定及びこれを踏まえた保育所等の利用に係る利用の調整を適切に行うため、優先利用に関する基本的考え方を明らかにしている。

以上を踏まえ、放課後児童健全育成事業の利用について、優先的に受け入れるべき児童の対象として、現時点で考えられる事項については次のとおりであり、今後検討を行い、お示しする予定である。

（ただし、それぞれの事項については、適用される児童・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要がある。）

① ひとり親家庭

※ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。平成27年4月1日から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。）に基づく配慮義務がある。

② 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）

③ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合

④ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合

※ 被虐待児童については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく配慮義務がある。

⑤ 子どもが障害を有する場合

⑥ 低学年の児童など、発達程度の観点から配慮が必要と考えられる児童

⑦ 育児休業を終了した場合

(例)

- ・ 育児休業取得前に放課後児童クラブを利用しており、利用を再度希望する場合
  - ・ 育児休業取得前に民間の児童クラブを利用しており、放課後児童クラブの利用を希望する場合
  - ・ 1歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合
- ⑧ 兄弟姉妹（多胎で生まれた者を含む。）について同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合
- ⑨ その他市町村が定める事由
- ※ このほか、選考の際に、保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）を考慮することも考えられる。
  - ※ 放課後児童クラブの指導員等の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。
  - ※ 市町村の判断により、人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。

## 2 情報収集について

児童福祉法の改正により、放課後児童クラブを含む子育て支援事業について、市町村は必要な情報の収集を行うこととされ、情報の集約が求められることとなったところである。

専門委員会報告書においては、市町村は、放課後児童クラブの定員や登録できなかった児童（待機児童）の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん・調整等を行っていく必要があるとされ、保護者から求めがあった場合のほか、待機児童が発生した場合に、その保護者に対し、定員に達していない放課後児童クラブを紹介する等が考えられることが示されたところである。

これを踏まえ、市町村において正確に放課後児童クラブの情報を把握する手段として、たとえば毎年度の実施状況調査の調査時点で待機児童であった者について、可能な範囲で調査時点以後の状況も捕捉することなどが考えられるので、追ってお示しする予定である。

## 3 立入調査等の実施について

法第34条8の2において、市町村が放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めることとなったことに伴い、法第34条の8の3において、市町村長による放課後児童健全育成事業を行う者に対する立入調査等が規定されたところである。市町村においては、条例の基準を維持し、事業の質を確保するため、法の規定に基づき、適切に実施していただくことが必要になる。立入調査等の実施については、追ってお示しする予定である。